

経営する農地面積にかかわらず、国有農地の売払い等を可能とすることにより、都道府県の管理業務の負担を軽減

～都道府県が管理する国有農地の売払い又は貸付けに係る下限面積要件の廃止～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「2年」管理番号「87」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

都道府県が管理する国有農地の早期処分に向けて、事務が迅速かつ円滑に行われるよう、農業利用目的で国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち、下限面積要件（権利取得後に経営する農地面積の合計が原則50アール（北海道は2ヘクタール）以上となること）の廃止を実現（省令 農地法施行規則の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令第16号））

地域の課題

売払いや新規貸付けができない

- 都道府県が管理している国有農地は、後継者不在による貸付契約の解約や新たな国有農地の発見等により、年々数が増え、都道府県の負担が増加している
- 農耕借受者等から買受希望があっても、農地の下限面積要件等を満たす必要があり、買い手が見つからない

売払いが進まず、同様の理由で新規貸付けも行えず、維持管理の負担が増えています



地方

なんとなんとかの？

地域の声

制度上の支障

国有農地は、小規模な土地が多い

国有農地は、ほとんどが小規模な土地であり、下限面積要件を満たす一定の規模の経営をする者からの利用の希望はほとんど望めない

小規模でも耕作放棄地とするより、耕作に意欲のある方に有効活用される方がよいのではないのでしょうか？



地方

提案

解決策

下限面積要件の見直し

農業利用目的で国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち、下限面積要件は廃止

各都道府県が管理する国有農地の早期処分に向けて、事務が迅速かつ円滑に行われるように見直しました！



住民サービスの向上

地方公共団体の負担減！

都道府県が管理する国有農地の早期処分等を促進し、維持管理の負担を軽減

耕作に意欲のある方への売払いや貸付けを進められます！



病児保育施設の整備に係る補助について、地域の実情に応じた交付を可能とすることで、子育てしやすい社会の実現に貢献

～病児保育施設の整備に係る補助対象の緩和～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「162」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

子ども・子育て支援整備交付金における病児保育施設の整備に対して行う補助の交付対象について、「社会福祉法人等」のほか「市町村が認めた者」に拡大することで、子育てしやすい社会の実現に貢献

(通知 「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について(令和2年5月25日 府子本第607号))

地域の課題

病児保育施設が少ない!

新たな施設整備や既存施設の更新の費用負担が大きく、病児保育施設の整備が進まない



病気の子供を預けられるところが欲しい…

住民

なんならんのかの?

地域の声

制度上の支障

施設整備の補助対象が限定的!

病児保育施設の整備に対する国からの補助の対象は、「社会福祉法人等」*に限定されている

*社会福祉法人、学校法人、公益社団・財団法人、特例社団・財団法人、日本赤十字社並びに病院、診療所

施設整備の補助対象にならないことが事業のハードルになっている



地方

提案

解決策

補助対象を拡大!

施設整備の補助の対象に「市町村が認めた者」を追加
それぞれの地域の実情にあわせ、多様な実施主体に補助を行うことができる



地域の実情にあわせた補助を可能にします!

住民サービスの向上

子育て環境が充実!

- 新たに病児保育事業を行う施設の増加
- 既存施設の適切な改修の促進



補助を活用して新たに病児保育を行うことを検討したい!

共働きだから預かってもらえて安心!



社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の施設の不動産貸与に係る要件を緩和することにより、放課後児童クラブの整備・拡充を促進

～社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和～

地方に対する規制緩和

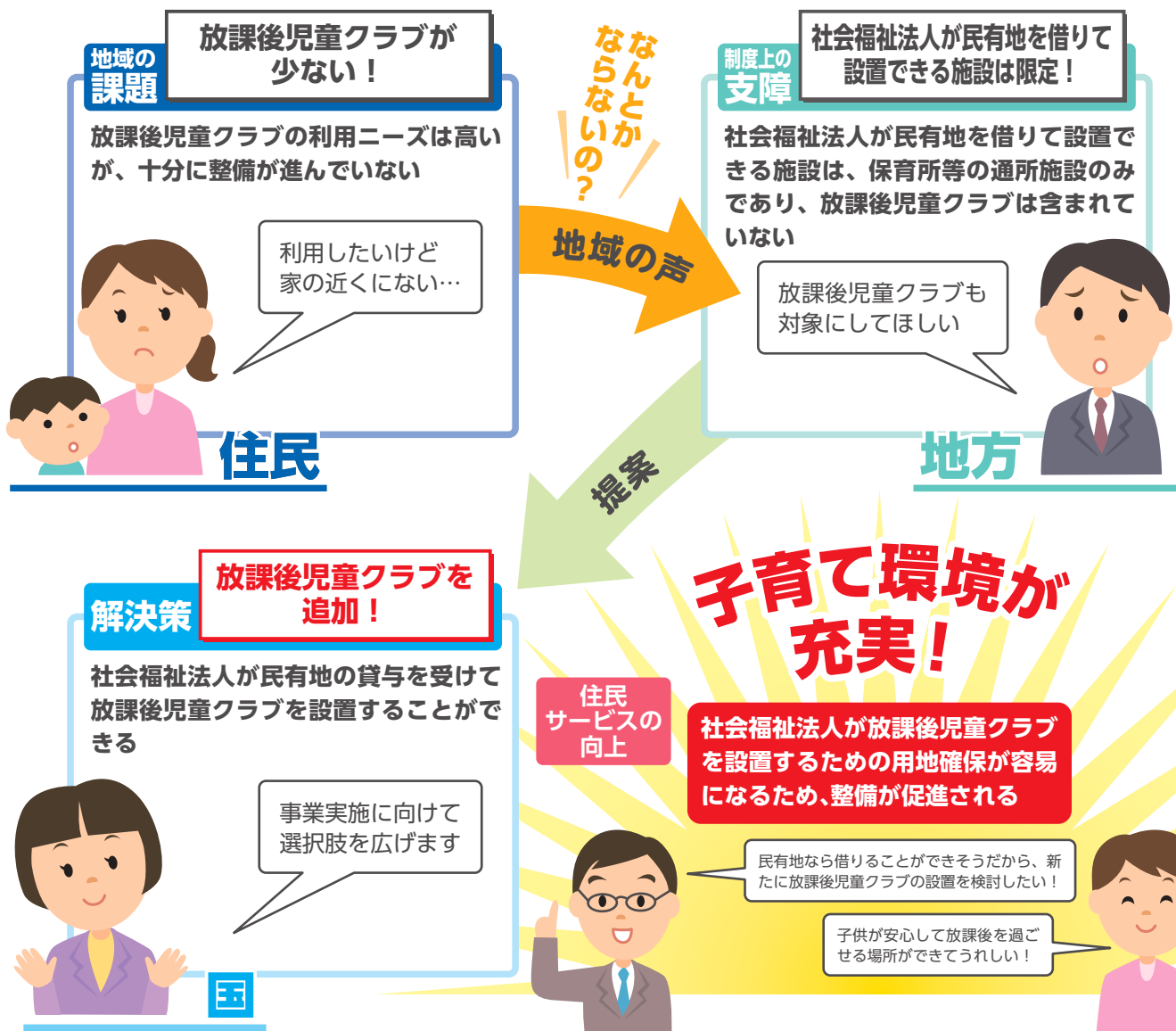
詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「19」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合について、国及び地方公共団体以外の者から施設に用いる不動産の貸与を受けた場合も認められるよう要件を緩和することにより、放課後児童クラブの整備が推進され、子育て支援環境の充実に寄与
(通知 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について(令和2年1月23日 子発0123第1号 社援発0123第3号 障発0123第2号、老発0123第3号))



災害に係る混構造住家の被害認定基準の明確化により、罹災証明書交付の迅速化に寄与

～混構造住家の被害認定基準の明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「77」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

木造と非木造の混構造の住家の被害認定については、建物の主たる構造に基づいて被害調査・認定すること及び主たる構造の考え方を明確化したことで、罹災証明書交付の迅速化に寄与

(公表 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定(令和2年3月))

地域の課題

被害判定・罹災証明書の発行に支障

「1階：非木造 2階：木造」等の「混構造」の住家が被災した場合の被害判定は、各市町村の判断に委ねられているため、

- ・市町村ごとに判定にバラつき
- ・判定や罹災証明書の発行に手間取る等の問題が発生



被害を的確に判定するのが難しい…

被災自治体職員

なんとなんかの？

地域の声

制度上の支障

被害判定方法が具体的に示されていない

「混構造」の住家の被害判定方法が不明確

基準が示されれば、罹災証明書が迅速に発行できるのですが…



地方

提案

解決策

「混構造」の住家の被害判定方法を明確化

原則は、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定するが、判断し難い場合は、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定



住民サービスの向上



被害判定のバラつきが解消されるとともに、迅速かつ円滑な罹災証明書の発行が可能となる

罹災証明書を迅速に発行できるようになりました

被災者の生活再建を後押し

へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可能とすることにより、へき地の医療提供体制の充実に寄与

～看護職員等医療従事者に係る労働者派遣の規制緩和～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「69」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師をへき地の医療機関へ派遣することを可能にすることにより、人員不足を解消し、地域の医療体制の充実に寄与

(政令 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号))

地域の課題

へき地の医療機関において、医療従事者が不足

常時救急患者を受け入れてきた医療機関が、医療従事者を確保できず、受入れを一部中止する事例も

必要な人材が確保できない…

何かあったとき不安…



医療機関



地域住民

なんとなかの？

地域の声

制度上の支障

へき地の医療機関への医療従事者の派遣対象は、医師に限定

へき地の医療機関に医師を派遣する場合等を除き、医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは、原則として禁止されている



へき地の医療機関

地域の医療体制を強化したい…



地方

提案

解決策

医師以外の医療従事者についても、へき地の医療機関への派遣を認める

医療関係業務について労働者派遣事業を行うことができる場合に、「へき地の医療機関に看護師等*を派遣する場合」を追加

医師以外にも派遣できるようにします!

*看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師



住民サービスの向上

医師だけでなく、看護師等の医療従事者の確保が可能となり、チームとしての医療提供が可能に



近くの医療機関でも体制がしっかりしていて安心!

地域の医療体制が充実!

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ通知により、更新手続の円滑化を実現

～マイナンバーカード等の有効期限や更新手続について事前周知～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「32、126」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限を迎える住民に対して、有効期限の約3か月前に有効期限切れ通知と更新手続の案内パンフレットを送付することにより、更新漏れの発生防止を実現

(通知 「個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)」の周知について(令和元年11月5日))

地域の課題

更新に当たってトラブルや負担が発生し得る

- 電子証明書の更新漏れによる失効等のトラブルが発生しやすい
- 手続に関する問合せ対応や書類不備の場合の対応が、市区町村にとって負担に

手続がわかりにくい…

マイナンバーカード所有者

なんとなんたの？

地域の声

制度上の支障

マイナンバーカード本体とマイナンバーカード内の「電子証明書」とで、有効期限が異なる

「マイナンバーカード」本体
発行の日から
10回目の誕生日まで

「電子証明書」
発行の日から
5回目の誕生日まで

※20歳以上の場合

わかりやすくできないでしょうか…

地方

提案

解決策

有効期限や更新手続について事前にお知らせ

マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期が近づいたら有効期限の通知書に、更新手続の流れの案内パンフレットを同梱し、送付

事前にお知らせします!

住民サービスの向上

マイナンバーカードの更新手続が円滑に

更新漏れ等のトラブルを防止するとともに更新手続も円滑に

事前に知らせてくれるので安心